

福岡県公報

平成25年11月22日
第3550号

目次

告示 (第1736号 - 第1756号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除 (環境保全課) 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 2
- 土地改良事業の認可申請の適否決定 (農村森林整備課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 8

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 8

公 告

- 建築協定区域隣接地の土地の所有者からの建築協定に加わる旨の意思表示 (建築指導課) 8
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 9
- 一般競争入札の実施 (教育庁企画調整課) 10
- 平成25年度砂利採取業務主任者試験の合格者発表 (工業保安課) 12

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 13
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 15
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) 19
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) 23
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) 30
- 監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) 33

正 誤

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出 (平成25年11月福岡県告示第1670号) 中正誤 38

告 示

福岡県告示第1736号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

南筑後	県道	柳川線 筑後	前	柳川市三橋町吉開778番1先から 筑後市大字馬間田979番1先まで	4.5 ～ 19.8	1,260.0
			前	柳川市三橋町吉開778番1先から 筑後市大字馬間田979番1先まで	10.5 ～ 19.8	1,190.0
			後	柳川市三橋町吉開778番1先から 筑後市大字馬間田979番1先まで	4.5 ～ 18.0	1,285.7
			後	柳川市三橋町吉開778番1先から 筑後市大字馬間田979番1先まで	10.5 ～ 19.8	1,190.0

福岡県告示第1737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年11月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川線 筑後	柳川市三橋町吉開545番1先から 柳川市三橋町吉開319番1先まで

福岡県告示第1738号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について次のとおり指

定を解除する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
糟屋郡久山町大字久原字原2781番1の一部
糟屋郡篠栗町大字和田字部木原1030番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第1739号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 （今回変更した売りさばき所） 大牟田市有明町1-2-11 株式会社福岡銀行 大牟田支店	平成25年 11月18日

旧	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 大牟田市不知火町1-4-1 株式会社福岡銀行 大牟田支店
---	---

福岡県告示第1740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の認可申請を平成25年10月28日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業 (本地区)	土地改良事業計画書の写し	平成25年11月22日から 平成25年12月20日まで	糸島市役所

福岡県告示第1741号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市二丈武字丸ノ浦49番1から49番3まで、49番6、49番10及び50番3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市二丈武49番地3

株式会社ヤナセデライト
代表取締役 柳瀬 英晴**福岡県告示第1742号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年10月31日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人 がんばりよるよ星野村
 - 代表者の氏名
山口 聖一
 - 主たる事務所の所在地
福岡県八女市星野村11688番地
 - 定款に記載された目的

この法人は、自然災害や事故により被害を受けた、星野村の自然や人々が作り上げてきた里山の再生を図るために、広く市民、団体間の連絡ネットワークを構築し、多様な人々が参加できる環境を作り、住民、行政、企業などと協力し合って環境を保全し、未来に向けた星野村の復興、活性化を目的とする。

福岡県告示第1743号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成25年11月22日から同年12月6日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
久留米都市計画道路
3・5・24号野中町高良内町線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
久留米市野中町字隈、字東原、御井町字苧総、字打越、字榎木畑、字石橋及び字馬場先の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久留米市都市建設部都市デザイン課

福岡県告示第1744号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字天野1番、2番1、3番1、38番1及び38番13並びに大字猪野字小柳878番7、878番8、901番2、901番6及び901番8から901番11まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市善導寺飯田829-1
丸善海陸運輸株式会社
代表取締役 古賀 大

福岡県告示第1745号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年10月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人志成会
 - (2) 代表者の氏名
安藤 公一
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市三潞町玉満2417番地華陽ビル102号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、各都市や近隣で孤立死を防ぐ活動事業を行う。又、孤立死された方のご遺族の負担軽減に関する活動事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1746号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年10月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ナチュラルケアセンターぶらあな

(2) 代表者の氏名

平野 春江

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県那珂川町片縄東1丁目24番16-306号（コアマンション博多南）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して介護保険に関する事業を行い、高齢者の生活及び自立の支援に寄与することを目的とする。また、高齢者及び若年層の子供に対して正しい姿勢を身につける支援をし、生涯にわたっての健康作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1747号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字片原1269から1271まで、1273、字宮ノ谷1771、1772、1777、1778、1781、1782、1784、1785、字ニデノ木1816、字曲り1839の1、1839の12、1839の16、1861

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ニデノ木1816・字宮ノ谷1771・1772・1777・1778・1781・1782・1784・字曲り1839の1・1839の12・1839の16・1861・字片原1269から1271まで・1273（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1748号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字赤岩592

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1749号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の

規定により次のように告示する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字上川底1113の2、1120

2 指定の目的
水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1113の2・1120（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1750号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
糸島市瑞梅寺字上久保249、255、258の3

2 指定の目的
水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上久保249・255・258の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1751号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
大野城市大字牛頸569の1・569の73（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1752号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸561の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1753号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

福岡市早良区大字飯場字ヲ、ギダツ590の4、糸島市井原字行道鹿我子谷1の4、川原字神楽972の13、972の14、字山神984の22、984の26、991の77、瑞梅寺字水無139の82、字小松原1307の2、1307の3、1351の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

福岡市早良区大字石釜字ドラハル333の299、333の300、字タ、ラ山436の153から436の155まで、字新飼1034の107から1034の109まで、大字西字前峯尾2370の187から2370の191まで、大字脇山字内山1994の2、字谷口2194の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所

福岡市早良区大字西字前峯尾2370の188から2370の191まで、糸島市井原字行道鹿我子谷1の4、川原字神楽972の14、瑞梅寺字水無139の82

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

福岡県告示第1754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	香 春 糸 田 線	前	田川郡糸田町大字南糸田739番1先から 田川郡糸田町大字南糸田778番3先まで	7.8 ～ 8.0	123.8
			後	田川郡糸田町大字南糸田739番1先から 田川郡糸田町大字南糸田778番3先まで	7.8 ～ 18.6	123.8

福岡県告示第1755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	船 越 前 原 線	前	糸島市志摩初43番7先から 糸島市志摩津和崎59番先まで	10.6 ～ 31.0	282.7
			後	糸島市志摩初43番7先から 糸島市志摩津和崎59番先まで	10.6 ～ 49.0	292.6

福岡県告示第1756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 志 摩 線	前	糸島市志摩津和崎67番1先から 糸島市志摩初26番1先まで	13.5 ～ 41.0	309.0
			後	糸島市志摩津和崎67番1先から 糸島市志摩初26番1先まで	13.5 ～ 76.6	338.7

公 告

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき、建築協定区域隣接地の土地の所有者から建築協定に加わる旨の意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築協定書は、同条第3項の規定により筑紫野市役所建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 建築協定の名称
美しが丘D地区建築協定
- 2 意思の表示に係る建築協定区域隣接地
筑紫野市美しが丘南六丁目4番13
- 3 意思の表示があった日

平成25年10月30日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年11月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

生徒実習用パソコン等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属

- する年の直前2か年分)
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成25年12月10日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
生徒実習用パソコン等賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札仕様書による。
- (3) 契約期間
平成26年3月1日から平成32年2月29日まで
- (4) 履行場所
入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成26年1月7日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
 (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を5の部局に平成25年12月13日(金曜日)午後3時00分までに提出して承認を受けた者
 なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
 (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成24年3月26日23総セ第26600号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県教育庁教育企画部企画調整課(県庁行政棟4階)

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3880 (ダイヤルイン)
(FAX) 092-643-3884

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成25年11月22日(金曜日)から平成25年12月10日(火曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所
5の部局とする。
 (2) 提出期限
平成26年1月7日(火曜日)午後5時00分
 (3) 提出方法
持参又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
 (1) 場所
福岡県庁地下1階 行政4号会議室
 (2) 日時
平成26年1月8日(水曜日)午後1時30分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8の規定により、直ちに再度入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金
見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11の(3)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が上記12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of computer systems and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender :
5 : 00PM on January 7, 2014
- (3) Contact Point for the Notice : Planning and Implementation Division , Fukuoka Prefectural Office
7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, JAPAN
TEL (+81)92-643-3880

公告

平成25年度砂利採取業務主任者試験（平成25年11月8日実施）の合格者を次のように発表する。

平成25年11月22日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

1	3
---	---

監査委員**監査公表第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年11月22日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等 5 機関
- (2) 監査対象期間：平成 2 4 年度
- (3) 監査実施期間：平成 2 5 年 5 月 1 5 日～平成 2 5 年 6 月 1 4 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
健康増進課（病院事業）	平成25年 6月 5日～平成25年 6月 6日
医療指導課（病院事業）	平成25年 6月 5日～平成25年 6月 6日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成25年 6月11日～平成25年 6月14日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成25年 5月15日～平成25年 5月16日
苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成25年 5月21日～平成25年 5月23日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかについて実施した。特に、病院事業においては、流動資産、流動負債、企業債及び借入金、また、電気等3事業においては、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）に留意した。

3 監査の範囲

(1) 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況

(2) 財務諸表の内容

資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

2 注意事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

企業局における工事請負契約において、一部で適正でないものが見受けられた（1件）。

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、公益財団法人福岡県農業振興推進機構等4団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年11月22日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

第 1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象団体：公益財団法人福岡県農業振興推進機構等 4 団体

(2) 監査対象期間：平成 24 年度

(3) 監査実施期間：平成 25 年 6 月 25 日～平成 25 年 7 月 11 日

監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体 名	監 査 実 施 日
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成 25 年 6 月 25 日から 平成 25 年 6 月 27 日まで
福岡県土地開発公社	平成 25 年 7 月 1 日から 平成 25 年 7 月 2 日まで
福岡県道路公社	平成 25 年 7 月 3 日から 平成 25 年 7 月 4 日まで
福岡北九州高速道路公社	平成 25 年 7 月 9 日から 平成 25 年 7 月 11 日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

3 監査対象団体の事業概要及び財政的援助等の内容

別表のとおり。

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

(別表)

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	<p>農地の集積による経営規模拡大、就農支援資金貸付等の農業担い手への支援、安心・安全な農産物認証制度、農産物のブランド化、新商品開発等の県農産物の普及拡大への支援、都市と農村の地域交流活動の支援に関する事業を行い、本県農業の活性化と豊かな県民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業の担い手支援に関する事業 2 農産物の普及拡大支援に関する事業 3 地域の活性化支援に関する事業 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、基本金の88.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県農業振興推進機構出資金 368,000,000円（うち平成24年度 0円） ○福岡県就農支援資金貸付金 97,385,000円（うち平成24年度 0円） ○県産農林水産物輸出応援農工商連携ファンド事業に係る貸付金 1,600,000,000円（うち平成24年度 0円） ○農地保有合理化促進費補助金 平成24年度 18,561,152円 ○福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金 平成24年度 3,516,000円 ○福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金 平成24年度 475,000円 ○福岡県農業振興対策事業費補助金 平成24年度 6,100,000円 <p>なお、県は、当機構が社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れる担い手支援農地保有合理化事業資金について、同協会に対し損失補償を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補償債務残高（社団法人全国農地保有合理化協会分） 86,599,011円（平成24年度末）
福岡県土地開発公社	<p>地域の秩序ある整備を図るため、公有地の拡大の整備に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、造成その他の管理及び処分等を行うほか、国、地方公共団体、その他公共団体の委託を受けて、土地の取得の斡旋、調査、測量等の事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、公共用地先行取得資金等を貸付けている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県土地開発公社出資金 30,000,000円（うち平成24年度 0円） ○福岡県道路・河川事業用地先行取得資金貸付金 1,500,000,000円（うち平成24年度 0円） ○福岡県土地開発基金貸付金 963,131,698円（うち平成24年度 0円）
福岡県道路公社	<p>福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷水道路、二丈浜玉道路及び福岡前原道路の維持管理 2 天神中央公園駐車場の維持管理 	<p>県は、基本金の75.2%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金の交付を行うとともに、当公社の債務について債務保証を行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県道路公社出資金 22,356,900,000円（うち平成24年度 0円） ○冷水有料道路事業負担金 平成24年度 707,000,000円 ○保証債務残高 31,856,441,421円（平成24年度末）

監査対象団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
福岡北九州高速道路公社	<p>福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福岡高速道路の建設事業及び維持管理 2 北九州高速道路の建設事業及び維持管理 	<p>県は、基本金の50.0%を出資するとともに、特別転貸債貸付金等の貸付け及び当公社の債務について債務保証等を行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡北九州高速道路公社出資金 110,648,800,000円 (うち平成24年度 183,000,000円) ○特別転貸債貸付金 58,377,279,093円 (うち平成24年度 183,000,000円) ○福岡北九州高速道路公社経営改善資金(長期貸付金) 15,000,000,000円 (うち平成24年度 0円) ○保証債務残高(平成24年度末) 286,889,287,069円 ○地方公共団体負担金 平成24年度 11,587,435円

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等22か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年11月22日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関 2 2 機関
 (2) 監査対象期間：平成 2 4 年度
 (3) 監査実施期間：平成 2 5 年 5 月 8 日～平成 2 5 年 6 月 2 1 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福 岡 農 林 事 務 所	平成25年 5月 8 日～平成25年 5月10日
朝 倉 農 林 事 務 所	平成25年 6月18日～平成25年 6月20日
八 幡 農 林 事 務 所	平成25年 5月21日～平成25年 5月24日
飯 塚 農 林 事 務 所	平成25年 5月28日～平成25年 5月30日
筑 後 農 林 事 務 所	平成25年 6月 4日～平成25年 6月 6日
行 橋 農 林 事 務 所	平成25年 6月11日～平成25年 6月14日
農 業 大 学 校	平成25年 5月15日
農 業 総 合 試 験 場	平成25年 5月16日～平成25年 5月17日
農 業 総 合 試 験 場 豊 前 分 場	平成25年 5月23日
農 業 総 合 試 験 場 筑 後 分 場	平成25年 5月17日
農 業 総 合 試 験 場 八 女 分 場	平成25年 6月21日
農 業 総 合 試 験 場 果 樹 苗 木 分 場	平成25年 6月 7日
中 央 家 畜 保 健 衛 生 所	平成25年 6月13日
北 部 家 畜 保 健 衛 生 所	平成25年 5月14日
両 筑 家 畜 保 健 衛 生 所	平成25年 5月22日
筑 後 家 畜 保 健 衛 生 所	平成25年 5月21日
筑 後 川 水 系 農 地 開 発 事 務 所	平成25年 5月14日～平成25年 5月16日
森 林 林 業 技 術 セ ン タ ー	平成25年 6月11日
水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー	平成25年 5月21日～平成25年 5月22日
水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー 有 明 海 研 究 所	平成25年 6月12日
水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー 豊 前 海 研 究 所	平成25年 5月24日
水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー 内 水 面 研 究 所	平成25年 6月 7日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の執行状況については、設計積算、材料承認及び履行確認が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

ウ 人件費

報酬、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算、施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所 計 7 機関

イ 監査の内容

工事の執行状況について

ウ 監査の視点

- (ア) 設計積算が、適正に行われているか。
- (イ) 材料承認が、適正に行われているか。
- (ウ) 履行確認が、適正に行われているか。

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
飯塚農林事務所	工 事	1	ほ場整備工事において、誤って用水路工の費用を計上したため、積算過大となっていた。

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
農林水産部	収入	6	依頼試験の手数料として収納した現金の払い込みが、財務規則によらず遅滞していた。
	支出	3	電話設備更新において、「需用費」として支出すべきものを、「備品購入費」として支出していた。
		1	通勤手当で、負担状況の確認を誤ったため、支給過となっていた。
	契約	1	産業廃棄物処理業務委託契約において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない業者と契約し、この業者を介して許可を有する業者が処分を行っていた。
	財産	2	劇物の管理が適正に行われていなかった。
計		13件	

2 重点事項（工事の執行状況）

農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所の合計 7 機関の監査対象期間中の工事 724 件のうち、181 件（抽出率 25.0%）を抽出し調査を行った。

監査の視点から見たところ、次のとおりであった。

- (ア) 設計積算については、積算過大となっていたものが 1 件（指摘事項）あった。
 また、設計積算にあたっての確認が十分でないものが一部見受けられた。
- (イ) 材料承認については、一部不十分なものが見受けられた。
- (ウ) 履行確認については、適正に行われていた。

今後とも、工事の執行については、適正な事務処理に努めることが望まれる。

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年11月22日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局 105 機関
- (2) 監査対象期間：平成 24 年度
- (3) 監査実施期間：平成 25 年 7 月 2 日～平成 25 年 7 月 24 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
秘 書 室	平成25年 7月22日
総 務 部	平成25年 7月 2日～平成25年 7月 5日
行政経営企画課	平成25年 7月23日
人 事 課	
財 政 課	
税 務 課	
財 産 活 用 課	
県 民 情 報 広 報 課	
総 務 事 務 セ ン タ ー	
シ ス テ ム 管 理 課	
私 学 学 事 振 興 局 学 事 課	
私 学 学 事 振 興 局 私 学 振 興 課	
防 災 危 機 管 理 局 防 災 企 画 課	
防 災 危 機 管 理 局 消 防 防 災 指 導 課	
(12 課)	
企 画 ・ 地 域 振 興 部	平成25年 7月10日～平成25年 7月12日
総 合 政 策 課	
広 域 地 域 振 興 課	
市 町 村 支 援 課	
情 報 政 策 課	
調 査 統 計 課	
空 港 対 策 局 空 港 整 備 課	
空 港 対 策 局 空 港 計 画 課	
(7 課)	
新 社 会 推 進 部	平成25年 7月 2日～平成25年 7月 5日
社 会 活 動 推 進 課	
青 少 年 課	
県 民 文 化 ス ポ ー ツ 課	
男 女 共 同 参 画 推 進 課	
生 活 安 全 課	
国 際 交 流 局 交 流 第 一 課	
国 際 交 流 局 交 流 第 二 課	
(7 課)	

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
保 健 医 療 介 護 部 保 健 医 療 介 護 総 務 課 健 康 増 進 課 保 健 衛 生 課 医 療 指 導 課 薬 務 課 医 療 保 険 課 高 齢 者 支 援 課 介 護 保 険 課 (8 課)	平成25年 7月16日～平成25年 7月19日
福 祉 労 働 部 福 祉 総 務 課 子 育 て 支 援 課 児 童 家 庭 課 障 害 者 福 祉 課 保 護 ・ 援 護 課 労 働 局 労 働 政 策 課 労 働 局 新 雇 用 開 発 課 労 働 局 職 業 能 力 開 発 課 人 権 ・ 同 和 対 策 局 調 整 課 (9 課)	平成25年 7月 2日～平成25年 7月 5日
環 境 部 環 境 政 策 課 環 境 保 全 課 循 環 型 社 会 推 進 課 廃 棄 物 対 策 課 監 視 指 導 課 自 然 環 境 課 (6 課)	平成25年 7月 9日～平成25年 7月11日
商 工 部 商 工 政 策 課 中 小 企 業 振 興 課 中 小 企 業 経 営 金 融 課 国 際 経 済 観 光 課 新 産 業 ・ 技 術 振 興 課 工 業 保 安 課 企 業 立 地 課 (7 課)	平成25年 7月 2日～平成25年 7月 5日
農 林 水 産 部 農 林 水 産 政 策 課 農 山 漁 村 振 興 課 食 の 安 全 ・ 地 産 地 消 課 団 体 指 導 課	平成25年 7月 9日～平成25年 7月19日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
園 芸 振 興 課 水 田 農 業 振 興 課 経 営 技 術 支 援 課 畜 産 課 農 村 森 林 整 備 課 林 業 振 興 課 水 産 局 漁 業 管 理 課 水 産 局 水 産 振 興 課 (1 2 課)	
県 土 整 備 部 県 土 整 備 総 務 課 企 画 交 通 課 用 地 課 道 路 維 持 課 道 路 建 設 課 河 川 課 河 川 開 発 課 港 湾 課 砂 防 課 高 速 道 路 対 策 室 水 資 源 対 策 課 (1 1 課 室)	平成25年 7月16日～平成25年 7月19日
建 築 都 市 部 建 築 都 市 総 務 課 都 市 計 画 課 建 築 指 導 課 公 園 街 路 課 下 水 道 課 住 宅 計 画 課 県 営 住 宅 課 営 繕 設 備 課 (8 課)	平成25年 7月 9日～平成25年 7月12日
会 計 管 理 局	平成25年 7月 9日
議 会 事 務 局	平成25年 7月22日～平成25年 7月23日
教 育 庁 総 務 課 財 務 課 文 化 財 保 護 課 企 画 調 整 課 社 会 教 育 課 教 職 員 課 施 設 課 高 校 教 育 課 義 務 教 育 課 人 権 ・ 同 和 教 育 課	平成25年 7月16日～平成25年 7月19日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
体 育 ス ポ ー ツ 健 康 課 (1 1 課)	
人 事 委 員 会 事 務 局	平成25年 7月 9日
監 査 委 員 事 務 局	平成25年 7月 9日
警 察 本 部	平成25年 7月22日～平成25年 7月24日
労 働 委 員 会 事 務 局	平成25年 7月 2日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、補助事業の執行状況については、交付申請及び交付決定、概算払、並びに履行確認及び実績報告が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

ウ 人件費

報酬、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算、施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局 1 0 5 機関

イ 監査の内容

補助事業の執行状況について

ウ 監査の視点

- (ア) 交付申請及び交付決定は、適正に行われているか。
 (イ) 概算払は、適正に行われているか。
 (ウ) 履行確認及び実績報告は、適正に行われているか。

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
 指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 保健医療介護 総務課	収 入	1	災害救助費負担金収入において、調定が遅延していた。
保健医療介護部 介護保険課	収 入	2 2	受講試験手数料において、財務規則によらず、消印実績額と異なる額で消印証紙日計表が作成されていた。
	支 出	1	介護保険苦情処理業務支援補助金について、補助金の履行確認が行われていなかった。
環境部 廃棄物対策課	支 出	1	補助金の交付決定について、事務決裁規程に基づく決裁をとっていなかった。 また、支出負担行為決議書について、財務規則に基づく会計管理者への事前合議がなされていなかった。
商工部 中小企業経営 金融課	収 入	1	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。
県土整備部 港湾課	収 入	7	認可申請手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。
教育庁 教育企画部 教職員課	収 入	5	証紙収入において、誤って消印した証紙を、財務規則によらず還付していた。
教育庁 教育振興部 人権・同和教育 課	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。
計		3 9 件	

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
企画・地域振興部	収 入	1	調定決議後に納入通知書の発行、送付が遅れていた。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
新社会推進部	支 出	1 6	食糧費に係る支払いが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律によらず、遅延していた。
福祉労働部	収 入	1	心身障害者扶養共済制度掛金収入において、収入未済額が前年度に比べて増加している。
環境部	契 約	2	委託契約において、財務規則及び通達によらず、契約締結後に事前決裁が行われる等の契約事務が行われていた。また、賃貸借契約において、財務規則及び通達によらず、契約締結日前に支出負担行為を行う等の契約事務が行われていた。
農林水産部	収 入	2	行政財産使用料において、財務規則によらず調定が遅延していた。
計		2 2 件	

(3) 意見事項

収入未済の解消については、返済強化月間の設定や債権回収会社への委託等、様々な対策が図られているが、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、産業廃棄物の不法投棄等に係る行政代執行に要した費用、農業改良資金貸付金償還金及び住宅管理使用料の収入未済が依然として多額であるため、今後とも収入未済の解消に向けた努力が望まれる。

2 重点事項（補助事業の執行状況）

監査対象期間中の補助事業 1, 7 1 9 件のうち、3 5 0 件（抽出率 2 0. 4 %）を抽出し調査を行った。

監査の視点から見たところ、次のとおりであった。

- (ア) 交付申請及び交付決定については、交付決定に関して、事務決裁規程に基づく決裁をとっていないものが 1 件（指摘事項）あった。その他、交付決定前の事業を補助対象としていたものが一部見受けられた。
- (イ) 概算払については、一部不十分なものが見受けられた。
- (ウ) 履行確認及び実績報告については、履行確認が行われていないものが 1 件（指摘事項）あった。また、実績報告の確認が不十分なものが一部見受けられた。

今後とも、補助事業の執行については、適正な事務処理に努めることが望まれる。

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年11月22日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関 15 機関
- (2) 監査対象期間：平成 24 年度
- (3) 監査実施期間：平成 25 年 5 月 8 日～平成 25 年 6 月 19 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福 岡 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 5月28日～平成25年 5月31日
久 留 米 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 6月 4日～平成25年 6月 6日
南 筑 後 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 6月11日～平成25年 6月14日
直 方 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 5月14日～平成25年 5月17日
京 築 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 5月21日～平成25年 5月23日
朝 倉 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 6月 4日～平成25年 6月 6日
八 女 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 6月11日～平成25年 6月14日
北 九 州 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 5月14日～平成25年 5月17日
田 川 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 5月21日～平成25年 5月23日
飯 塚 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 5月 8日～平成25年 5月10日
那 珂 県 土 整 備 事 務 所	平成25年 5月 8日～平成25年 5月10日
五ヶ山ダム建設事務所	平成25年 5月28日～平成25年 5月29日
伊良原ダム建設事務所	平成25年 6月18日～平成25年 6月19日
苅 田 港 務 所	平成25年 6月18日～平成25年 6月19日
流 域 下 水 道 事 務 所	平成25年 5月30日～平成25年 5月31日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料、手数料、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

(3) 人件費

報酬、賃金、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

(7) 工事

設計積算、施工等の状況

(8) 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	区分	件数	説明
福岡県土整備事務所	収入	1	受託工事の負担金収入において、調定遅延があった。
北九州県土整備事務所	収入	3	水利使用料において、調定遅延があった。

2 注意事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	区分	件数	説明
県土整備部	収入	6	河川堤防占使用料において、調定遅延があった。 (4件)
			受託工事の受託金収入において、調定遅延があった。 (2件)
	工事	1	道路工事において、すべり止舗装工の施工規模を誤り、積算過大となっていた。
	用地	1	物件移転等補償において、屋内動産移転料の算定を誤り、積算過大となっていた。
財産	2	原材料品において、需用品等出納整理簿を作成しておらず、在庫数等の把握が十分でなかった。 (1件)	
		重要物品として登録されるべき物品が一般備品として登録されていた。また物品の管理が適正でなかった。 (1件)	
	計	10	

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査をアジア文化交流センター等57か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年11月22日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関 5 7 機関
- (2) 監査対象期間：平成 2 4 年 1 1 月 1 日、平成 2 4 年 1 2 月 1 日、平成 2 5 年 1 月 1 日又は平成 2 5 年 2 月 1 日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成 2 5 年 5 月 8 日～平成 2 5 年 8 月 5 日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
推 進 社 会	アジア文化交流センター	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 12 日 まで	平成 25 年 6 月 12 日
	粕屋保健福祉事務所	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 2 日 まで	平成 25 年 7 月 2 日
保 健 医 療 介 護 部	糸島保健福祉事務所	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 17 日 まで	平成 25 年 5 月 17 日
	保健環境研究所	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 24 日 まで	平成 25 年 5 月 24 日
	食肉衛生検査所	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 5 日 まで	平成 25 年 7 月 5 日
	田川児童相談所	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 11 日 まで	平成 25 年 6 月 11 日
福 社 労 働 部	筑豊労働者支援事務所	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 11 日 まで	平成 25 年 6 月 11 日
	戸畑高等技術専門学校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 17 日 まで	平成 25 年 7 月 17 日
	福岡教育事務所	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 12 日 まで	平成 25 年 7 月 12 日
教 育 委 員 会	筑豊教育事務所	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 9 日 まで	平成 25 年 7 月 9 日
	京築教育事務所	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 22 日 まで	平成 25 年 7 月 22 日
	社会教育総合センター	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 30 日 まで	平成 25 年 7 月 30 日
	青豊高等学校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 11 日 まで	平成 25 年 7 月 11 日
	育徳館高等学校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 4 日 まで	平成 25 年 6 月 4 日
	行橋高等学校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 26 日 まで	平成 25 年 7 月 26 日
	門司学園高等学校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 14 日 まで	平成 25 年 5 月 14 日
	小倉南高等学校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 30 日 まで	平成 25 年 5 月 30 日
	小倉工業高等学校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 31 日 まで	平成 25 年 7 月 31 日
	小倉東高等学校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 29 日 まで	平成 25 年 5 月 29 日
	若松高等学校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 19 日 まで	平成 25 年 7 月 19 日
	八幡中央高等学校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 21 日 まで	平成 25 年 5 月 21 日
	八幡工業高等学校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 13 日 まで	平成 25 年 6 月 13 日

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
教 育 委 員 会	北 筑 高 等 学 校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 10 日 まで	平成 25 年 7 月 10 日
	光 陵 高 等 学 校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 18 日 まで	平成 25 年 7 月 18 日
	水 産 高 等 学 校	平成 25 年 2 月 1 日 から 平成 25 年 8 月 5 日 まで	平成 25 年 8 月 5 日
	玄 界 高 等 学 校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 25 日 まで	平成 25 年 7 月 25 日
	香 住 丘 高 等 学 校	平成 25 年 2 月 1 日 から 平成 25 年 8 月 1 日 まで	平成 25 年 8 月 1 日
	香 椎 高 等 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 27 日 まで	平成 25 年 6 月 27 日
	筑 紫 丘 高 等 学 校	平成 25 年 2 月 1 日 から 平成 25 年 8 月 2 日 まで	平成 25 年 8 月 2 日
	福 岡 中 央 高 等 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 5 日 まで	平成 25 年 6 月 5 日
	修 猷 館 高 等 学 校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 24 日 まで	平成 25 年 7 月 24 日
	福 岡 講 倫 館 高 等 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 9 日 まで	平成 25 年 5 月 9 日
	春 日 高 等 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 8 日 まで	平成 25 年 5 月 8 日
	糸 島 農 業 高 等 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 28 日 まで	平成 25 年 6 月 28 日
	小 郡 高 等 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 15 日 まで	平成 25 年 5 月 15 日
	三 井 高 等 学 校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 16 日 まで	平成 25 年 7 月 16 日
	三 瀦 高 等 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 22 日 まで	平成 25 年 5 月 22 日
	大 川 樟 風 高 等 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 28 日 まで	平成 25 年 5 月 28 日
	三 池 工 業 高 等 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 20 日 まで	平成 25 年 6 月 20 日
	大 牟 田 北 高 等 学 校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 4 日 まで	平成 25 年 7 月 4 日
	八 女 工 業 高 等 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 6 日 まで	平成 25 年 6 月 6 日
	浮 羽 工 業 高 等 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 18 日 まで	平成 25 年 6 月 18 日
	浮 羽 究 真 館 高 等 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 10 日 まで	平成 25 年 5 月 10 日
	朝 倉 高 等 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 26 日 まで	平成 25 年 6 月 26 日
	田 川 科 学 技 術 高 等 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 31 日 まで	平成 25 年 5 月 31 日
	嘉 穂 総 合 高 等 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 7 日 まで	平成 25 年 6 月 7 日
鞍 手 竜 徳 高 等 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 25 日 まで	平成 25 年 6 月 25 日	
築 城 特 別 支 援 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 20 日 まで	平成 25 年 5 月 20 日	
小 倉 聴 覚 特 別 支 援 学 校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 3 日 まで	平成 25 年 7 月 3 日	

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
教 育 委 員 会	特別支援学校「北九州高等学園」	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 19 日 まで	平成 25 年 6 月 19 日
	福岡高等視覚特別支援学校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 5 日 まで	平成 25 年 7 月 5 日
	小 郡 特 別 支 援 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 14 日 まで	平成 25 年 6 月 14 日
	田 主 丸 特 別 支 援 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 18 日 まで	平成 25 年 6 月 18 日
	川 崎 特 別 支 援 学 校	平成 25 年 1 月 1 日 から 平成 25 年 7 月 23 日 まで	平成 25 年 7 月 23 日
	直 方 養 護 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 23 日 まで	平成 25 年 5 月 23 日
	育 徳 館 中 学 校	平成 24 年 12 月 1 日 から 平成 25 年 6 月 4 日 まで	平成 25 年 6 月 4 日
	輝 翔 館 中 等 教 育 学 校	平成 24 年 11 月 1 日 から 平成 25 年 5 月 16 日 まで	平成 25 年 5 月 16 日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等 9 支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
教育委員会	支出	2	臨時職員の賃金において、無給休暇を誤って有給休暇として処理したため、支給過となっていた。
		1	県外宿泊出張において、宿泊料が指定額を超過して算定されたため、支給過となっていた。
		20	物品購入において、支払いが遅延しているものが多数見受けられた。
	その他	1	代替臨時職員について、任用伺い並びに任用辞令及び任用通知書の交付がなされていなかった。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
25・11・5	3545	告示		1		○		表中	石橋 政典	石橋 正典